

認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人日本都市計画家協会	実績判定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の合計数が年平均100人以上であること			チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/>

【留意事項】

- 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定期間内の各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	自		平成26年4月1日	平成27年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成30年4月1日
至		平成27年3月31日	平成28年3月31日	平成29年3月31日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	平成 年 月 日
年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である		はい <u>いいえ</u>	<u>はい</u> ・いいえ	<u>はい</u> ・いいえ	<u>はい</u> ・いいえ	はい <u>いいえ</u>	はい・いいえ

【寄附者名簿チェック欄】

- 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

上記の欄で「いいえ」に○がついた場合は、下記の欄で判定してください。

- 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄附者の数	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	合計	
		38人	194人	180人	169人	35人	人	A
実績判定期間の月数 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。							B	60月

$$\frac{\text{実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A}{B} = \frac{616 \text{ 人}}{60 \text{ 月}} \times 12 = \boxed{123 \text{ 人}} \geq 100 \text{ 人}$$

↑
小数点以下は切り捨てます。

（注意事項）

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年（初回のみ2年、更新は5年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
例えば、3月決算法人が24年6月に申請書を提出する場合、過去2年以内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は22年4月1日から24年3月31日（更新時は5事業年度）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください（第2表以下についても同様です。）。
- なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いいたします。

認定基準等チェック表（第2表）

法人名	特定非営利活動法人日本都市計画家協会	チェック欄						
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること		<input checked="" type="checkbox"/>						
<p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>								
実績判定期間								
すべての事業活動に係る金額等	①	92,525,633 円						
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②	0 円						
イ	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">㉑</td> <td style="width: 45%; text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">㉒</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> </table>	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	㉑	0 円	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	㉒	0 円	
会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	㉑	0 円						
会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	㉒	0 円						
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	0 円						
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	0 円						
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	0 円						
合 計 (㉑+㉒+㉓+㉔+㉕)		0 円						
⇒②へ								
基準となる割合 (②÷①)	③	0%						

（注意事項）

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人日本都市計画家協会	チェック欄
-----	--------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉖	26年4月1日～27年3月31日	41人	0人	0%	4人	9.7%
㉗	27年4月1日～28年3月31日	40人	0人	0%	4人	10.0%
㉘	28年4月1日～29年3月31日	38人	0人	0%	4人	10.5%
㉙	29年4月1日～30年3月31日	40人	0人	0%	4人	10.0%
㉚	30年4月1日～31年3月31日	41人	0人	0%	7人	17.1%
㉛		人	人	%	人	%
申 請 時		40人	0人	0%	7人	17.5%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人日本都市計画家協会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		41人	40人	38人	40人	41人	人	40人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	0人	0人	0人	0人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		4人	4人	4人	4人	7人	人	7人

役員 の 内 訳

氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	職	就任・退任年月日
小林 英嗣		理事		○	○	○	○	○		○	2001年8月24日 就任
小泉 秀樹		理事		○	○	○	○	○		○	2014年7月6日 就任
高鍋 剛		理事		○	○	○	○	○		○	2012年7月6日 就任
中川 智之		理事		○	○	○	○	○		○	2012年7月6日 就任
石川 岳男		理事		○	○	○	○	○			2006年6月21日 就任～2018年7 月5日退任
打林 國雄		理事		○	○	○	○	○			2001年8月24日 就任～2018年7 月5日退任
安藤 裕之		理事						○		○	2018年7月6日 就任
泉山 墨威		理事				○	○	○		○	2016年7月6日 就任
稲葉 良夫		理事				○	○	○		○	2016年7月6日 就任
井上 忠佳		理事		○	○	○	○	○		○	2004年6月26日 就任
内山 征		理事		○	○	○	○	○		○	2012年7月6日 就任

海野 芳幸	理事						○	○	2018年7月6日 就任
江田 隆三	理事	○	○	○	○	○		○	2012年7月6日 就任
江井 仙佳	理事	○	○	○	○	○		○	2012年7月6日 就任
緒方 恵一	理事					○	○		2017年7月6日 就任 2019年3月31日 退任
加藤 孝明	理事	○	○	○	○	○		○	2010年7月6日 就任
神谷 秀美	理事				○	○	○	○	2016年7月6日 就任
木村 三重子	理事	○	○	○	○				2010年7月6日 就任～2018年7 月5日退任
栗原 茂明	理事				○	○	○	○	2016年7月6日 就任
小林 真幸	理事						○	○	2018年7月6日 就任
近藤 洋介	理事				○	○	○	○	2016年7月6日 就任
坂井 猛	理事				○	○	○	○	2016年7月6日 就任
佐谷 和江	理事	○			○	○	○	○	2002年6月15日 就任～2014年7 月5日退任 2016年7月6日 就任
鈴木 俊治	理事				○	○	○	○	2016年7月6日 就任
須藤 敦司	理事	○	○	○	○	○		○	2006年6月26日 就任
園田 聡	理事				○	○	○	○	2016年7月6日 就任
高野 哲矢	理事						○	○	2018年7月6日 就任
田島 泰	理事	○	○	○	○	○		○	2012年7月6日 就任

千葉 葉子	理事	○	○	○	○	○	○	2012年7月6日 就任
土肥 英生	理事	○	○	○	○	○	○	2006年6月23日 就任
西澤 明	理事	○	○	○	○	○	○	2006年6月22日 就任
長谷川 隆三	理事	○	○	○	○	○	○	2014年7月6日 就任
原 拓也	理事	○	○	○	○	○	○	2014年7月6日 就任
東 繭子	理事				○	○	○	2017年7月6日 就任
臂 徹	理事					○	○	2018年7月6日 就任
平井 一步	理事	○	○	○	○	○	○	2014年7月6日 就任
平下 貴博	理事			○	○	○	○	2016年7月6日 就任
富士川 一裕	理事	○	○	○	○	○	○	2002年6月15日 就任
牧 敦司	理事	○	○	○	○	○	○	2006年6月28日 就任
丸山 正仁	理事	○	○	○	○	○		2010年7月6日 就任～2018年7 月5日退任
守 茂昭	理事	○	○	○	○	○	○	2006年6月28日 就任
山本 一馬	理事	○	○	○	○	○	○	2014年7月6日 就任
渡會 清治	理事	○	○	○	○	○	○	2008年7月6日 就任

大熊 久夫	理事								2006年6月28日 就任～2014年7 月5日退任
大熊 喜昌	理事								2002年6月15 日就任～2014年 7月5日退任
小澤 一郎	理事								2008年7月6日 就任～2016年7 月5日退任
角田 修一	理事								2008年7月6日 就任～2016年7 月5日
倉田 直道	理事								2006年6月22日 就任～2016年7 月5日退任
倉橋 透	理事								2010年7月6日 就任～2015年9 月1日退任
後藤 孝一朗	理事								2010年7月6日 就任～2016年7 月5日
小林 郁雄	理事								2001年8月24日 就任～2014年7 月5日退任
高畑 恒志	理事								2012年7月6日 就任～2016年7 月5日退任
初谷 賢一	理事								2012年7月6日 就任～2016年7 月5日退任
牧山 輝郎	理事								2012年7月6日 就任～2016年7 月5日退任
正木 啓子	理事								2011年7月14日 就任～2014年7 月5日退任
柳沢 厚	理事								2006年6月19日 就任～2016年7 月5日退任
山重 明	理事								2010年7月6日 就任～2016年7 月5日退任
吉野 國夫	理事								2006年6月26日 就任～2016年7 月5日退任

北原 啓司		理事		○	○	○					2014年7月6日 就任～2016年7 月5日退任
成田 聖子		理事		○	○	○					2014年7月6日 就任～2016年7 月5日退任
佐伯 直		監事		○	○	○	○	○		○	2013年6月16日 就任
笹原 克		監事		○	○	○	○	○		○	2010年7月6日 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人日本都市計画家協会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（記帳くん） 使用、装丁帳簿	2週間毎	7年間
仕訳日記帳	会計ソフト（記帳くん） 使用、ルーズリーフ	2週間毎	7年間
現金出納帳	エクセル使用、ルーズリーフ	都度	7年間
給与台帳	エクセル使用、ルーズリーフ	毎月	7年間
固定資産台帳	会計事務所にて管理	年度末	7年間

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人日本都市計画家協会	チェック欄
-----	--------------------	-------

☑

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

- イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと
- ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

ロ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

(注意事項)

- ・ 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	92,525,633 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	92,525,633 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

- ・損益計算書により算出した場合については、記載要領の注意事項をご確認ください。

使用した指標	単位

- ・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	15,408,104 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	15,408,104 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	100 %

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及びニ」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人日本都市計画家協会		
<p>役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)にある者(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>			
1 役員に対する報酬又は給与の支給			
氏名	職名	支給期間等	支給金額
		2014年4月1日～2019年4月30日	(給与) 11,161,666円
			円
			円
			円
			円
			円
2 役員 ^(注2) の親族等である職員に対する給与の支給			
受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額
なし			円
			円
			円
			円
			円
			円
(注2)「役員 ^(注2) の親族等」とは、役員 ^(注2) の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます(「特殊の関係」は(注1)参照)。			
3 給与を得た職員の総数及び総額			
集計期間	2014年4月1日～2019年7月2日		
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額		
3人	15,361,632円		

(注意事項)

- 「役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2 (初葉)

法人名	特定非営利活動法人日本都市計画家協会				
<p>1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(註)にある者(以下「役員等」という)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>					
(1) 資産の譲渡 (棚卸資産を含む。)					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
(2) 資産の貸付け (金銭の貸付けを含む。)					
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(注意事項)

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。) 別紙参照

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

なし

3 支出した寄附金 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		平成31年2月14日	15,000円	西原村災害寄付
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	

(注意事項)

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

(3) 役務の提供

取引先の氏名等	法人との関係	業務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		大丸有健康都市構想(三菱地所) 委託	H27.5.1	¥1,195,892	契約書等、(理事)
		大船渡市越喜来(浦浜・泊・甫嶺)地区まちづくり支援業務 委託	H28.6.24	¥637,200	契約書等、(理事)
		豊橋駅前エリアマネジメント検証調査 委託	H29.5.8	¥2,289,600	契約書等、(理事)
		豊橋駅前エリアマネジメント検証調査(H29.4~H29.9) 委託	H30.2.8	¥2,289,600	契約書等、(理事)
		豊橋駅前エリアマネジメント検証調査(H29.10~H30.3) 委託	H30.5.7	¥2,289,600	契約書等、(理事)
		豊橋駅前エリアマネジメント検証調査(H30.4~H30.9) 委託	H30.11.30	¥2,385,000	契約書等、(理事)
		豊橋駅前エリアマネジメント検証調査(H30.10~H31.3) 委託	R1.6.6	¥2,385,000	契約書等、(理事)
		J'sカレッジ/JSURPまちづくりカレッジ運営支援業務 委託	H30.8.31	¥220,000	契約書等、(理事)
		JSURP拡大交流事業/JSURP活動発信・展開支援委託事業 委託	H31.3.20	¥300,000	契約書等、(理事)
		JSURP拡大交流事業/JSURP活動発信・展開支援委託事業 委託	H30.7.31	¥350,000	契約書等、(理事)
		JSURP拡大交流事業/JSURP活動発信・展開支援委託事業 委託	H30.11.30	¥350,000	契約書等、(理事)
		シティラボ東京 6/8JSURP総会会場費 支払	R1.5.24	¥151,200	契約書等、(理事)
		6/8 総会ケータリング代行 支払	R1.7.1	¥184,826	契約書等、(理事)
		大丸有健康都市構想(三菱地所) 委託	H27.5.1	¥1,512,000	契約書等、(理事)
		日本都市計画家協会賞/チラシ印刷代 委託	H29.9.28	¥3,670	請求書、(理事)
		熊本地震コミュニティ復興支援事業活動費 委託	H29.3.29	¥205,368	契約書等、(理事)
		熊本地震コミュニティ復興支援事業活動費 委託	H29.11.17	¥143,880	契約書等、(理事)
		熊本地震コミュニティ復興支援事業活動費 委託	H30.1.9	¥61,320	契約書等、(理事)
		東京圏遠隔郊外部居住地にかかる調査委託(ハイライ) 委託	H27.5.12	¥1,350,000	契約書等、(理事)
		墨田区の高度地区と既存建築物の高さに係る検討調査(墨田区) 委託	H27.6.19	¥1,600,000	契約書等、(理事)
		墨田区の高度地区と既存建築物の高さに係る検討調査(墨田区) 委託	H29.3.29	¥2,400,000	契約書等、(理事)
		大船渡市中赤崎地区ワークショップ運営支援業務 委託	H28.4.15	¥2,000,000	契約書等、(理事)

取引先の氏名等	法人との関係	業務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		東京圏遠隔郊外部居住地にかかる調査委託 (ハイライ)	委託 H27.4.6	¥1,610,000	契約書等、(理事) ■■■■■
		縮退に直面する首都圏遠隔郊外部に多拠点 居住誘導の可能性を探る調査・研究 (ハイライ 7)	委託 H28.3.31	¥1,600,000	契約書等、(理事) ■■■■■
		低炭素地域づくり事業化計画策定支援事業	委託 H27.5.29	¥1,357,273	契約書等、(理事) ■■■■■
		気仙沼市地域商業等計画策定支援	委託 H29.4.24	¥2,376,000	契約書等、(理事) ■■■■■
		熊本地震コミュニティ復興支援事業活動経 費 人件費	委託 H29.3.29	¥49,896	契約書等、(理事) ■■■■■
		J'sカレッジ講師	委託 H27.11.9	¥20,000	謝金規定、(理事) ■■■■■
		熊本地震コミュニティ復興支援事業活動経 費 人件費	委託 H29.3.29	¥23,889	契約書等、(理事) ■■■■■
		街角企画(株) 熊本地震コミュニティ復興支 援事業活動経費 直接経費	委託 H29.3.29	¥33,400	契約書等、(理事) ■■■■■
		街角企画(株) 熊本地震コミュニティ復興支援 事業活動経費 人件費	委託 H29.10.11	¥138,240	契約書等、(理事) ■■■■■
		街角企画(株) 熊本地震コミュニティ復興支援 事業活動経費 直接経費	委託 H29.10.11	¥139,360	契約書等、(理事) ■■■■■
		街角企画(株) 熊本地震コミュニティ復興支援 事業活動経費 人件費	委託 H30.1.9	¥86,400	契約書等、(理事) ■■■■■
		街角企画(株) 熊本地震コミュニティ復興支援 事業活動経費 直接経費	委託 H30.1.9	¥132,300	契約書等、(理事) ■■■■■
		北区高齢者住宅転用支援委託	委託 H26.4.18	¥2,227,000	契約書等、(理事) ■■■■■
		J SURP 事務局長運営業務	委託 R1.5.24	¥270,000	契約書等、(理事) ■■■■■
		J SURP 事務局長運営業務	委託 R1.6.25	¥270,000	契約書等、(理事) ■■■■■
		J'sカレッジ謝金	委託 H27.11.30	¥55,000	謝金規定、(寄付) ■■■■■
		J'sカレッジ謝金	委託 H28.7.8	¥20,000	謝金規定、(寄付) ■■■■■

取引先の氏名等	法人との関係	業務の提供の内容	役務の提供 年月日	対価の額	その他の取引条件 等
		カレッジ/講師謝金	支払 H27.5.20	¥20,000	謝金規定
		カレッジ/講師謝金	支払 H27.9.15	¥10,000	謝金規定
		1/9セミナー対談 謝金	支払 H28.1.9	¥20,000	謝金規定
		8/24Jsulpまちづくりカレッジ	支払 H28.8.24	¥20,000	謝金規定
		J'sカレッジ/人口減少 謝金	支払 H29.1.25	¥20,000	謝金規定
		J'sカレッジ/謝金 9/28	支払 H29.9.28	¥20,000	謝金規定
		J'sカレッジ/謝金 [REDACTED] /21 JSURPまち づくりカレッジ特別企画	支払 H29.9.21	¥20,000	謝金規定
		JSURP研修事業/ 2/9 JSURP研修事業（第 1回）	支払 H30.3.23	¥120,000	謝金規定
		J'sカレッジ/謝金	支払 H28.6.8	¥20,000	謝金規定
		J'sカレッジ/謝金	支払 H28.10.20	¥20,000	謝金規定
		Jsulpまちづくりカレッジ謝金 005	支払 H30.12.13	¥20,000	謝金規定
		カレッジ謝金 ①新たな都市計画の潮流を学 ぶ	支払 H29.12.18	¥20,000	謝金規定
		コミュニティデザイン普及事業/出前講座 謝金 6/27 10/29分	支払 H30.11.7	¥40,000	謝金規定
		カレッジ/講師謝金	支払 H27.9.15	¥20,000	謝金規定
		Jsulpまちづくりカレッジ謝金 005	支払 H30.12.13	¥20,000	謝金規定
		J'sカレッジ/謝金	支払 H28.10.18	¥20,000	謝金規定
		カレッジ謝金 ①新たな都市計画の潮流を学 ぶ	支払 H29.12.18	¥20,000	謝金規定
		カレッジ/講師謝金	支払 H27.9.17	¥10,000	謝金規定
		カレッジ/講師謝金	支払 H27.9.29	¥20,000	謝金規定
		1/9対談のコーディネート料/謝金	支払 H28.1.14	¥20,000	謝金規定
		カレッジ/人口減少プロデューサー 謝金	支払 H29.1.25	¥20,000	謝金規定
		J'sカレッジ//謝金	支払 H27.9.18	¥20,000	謝金規定
		J'sカレッジ//謝金	支払 H28.2.25	¥20,000	謝金規定
		J'sカレッジ//謝金	支払 H28.10.20	¥20,000	謝金規定
		震災復興支援TF熊本/熊本地震コミュニ ティ復興支援事業活動経費	支払 H29.11.17	¥41,880	契約書等
		熊本地震コミュニティ復興支援事業活動経 費 富士川一裕 人件費	支払 H30.1.9	¥25,920	契約書等
		熊本地震コミュニティ復興支援事業活動経 費 [REDACTED] 直接経費	支払 H30.1.9	¥2,000	契約書等
		カレッジ/講師謝金	支払 H28.2.25	¥20,000	謝金規定
		J'sカレッジ/謝金	支払 H28.10.20	¥20,000	謝金規定
		カレッジ謝金 ②都市の豊かさを測る	支払 H29.12.18	¥20,000	謝金規定
		J'sカレッジ/謝金 004-2	支払 H30.11.13	¥20,000	謝金規定
		J'sカレッジ/謝金 004プロデューサー	支払 H30.11.13	¥20,000	謝金規定
		講師謝金	支払 H27.9.18	¥20,000	謝金規定
		J'sカレッジ/謝金	支払 H28.10.25	¥20,000	謝金規定
		JSURP研修事業/謝金 2/9 JSURP研修事業 （第1回）	支払 H30.3.23	¥120,000	謝金規定

取引先の氏名等	法人との関係	業務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		コミュニティデザイン普及事業/出前講座講師 2回分	支払 H30.12.25	¥40,000	謝金規定
		J'sカレッジ/謝金 001-2	支払 H30.9.27	¥20,000	謝金規定
		J'sカレッジ/謝金	支払 H28.7.29	¥10,000	謝金規定
		J'sカレッジ/謝金	支払 H28.2.25	¥20,000	謝金規定
		J'sカレッジ/謝金	支払 H28.10.18	¥20,000	謝金規定
		カレッジ謝金 ③タクティカル・アーバニズムの手法	支払 H29.12.20	¥15,000	謝金規定
		Jsurrpまちづくりカレッジ謝金	支払 H28.12.15	¥40,000	謝金規定
		講師謝金	支払 H28.2.25	¥10,000	謝金規定
		連続セミナー/7/6連続セミナー謝金	支払 H30.7.6	¥10,000	謝金規定
		カレッジプログラム支部展開/札幌シンポ6/29-30 謝金	支払 H30.7.9	¥20,000	謝金規定
		謝金 (株)フロントヤード) 006プロデューサー	支払 H30.12.7	¥20,000	謝金規定
		講師謝金	支払 H27.9.15	¥20,000	謝金規定
		■■■■/講師謝金	支払 H27.9.16	¥10,000	謝金規定
		7/21ファイナンス■■■■	支払 H28.7.21	¥20,000	謝金規定
		■■■■/謝金	支払 H28.9.30	¥20,000	謝金規定
		J'sカレッジ/謝金 006-1	支払 H30.9.4	¥10,000	謝金規定
		講師謝金	支払 H27.8.19	¥20,000	謝金規定
		講師謝金	支払 H28.2.25	¥10,000	謝金規定
		カレッジ謝金7/26プレイス・メイキング	支払 H28.7.26	¥20,000	謝金規定
		カレッジ/人口減少プロデューサー 謝金	支払 H29.1.25	¥20,000	謝金規定
		謝金 11/9連続セミナー	支払 H29.11.9	¥10,000	謝金規定
		コミュニティデザイン普及事業/謝金 6/27 10/19分	支払 H30.11.7	¥20,000	謝金規定
		コミュニティデザイン普及事業/出前講座サポートスタッフ	支払 H30.12.25	¥10,000	謝金規定
		地域主体のまちづくり出前講座/2/19 謝金	支払 H31.3.20	¥10,000	謝金規定
		J'sカレッジ/謝金 001プロデューサー	支払 H30.11.7	¥20,000	謝金規定
		J'sカレッジ/謝金 001-4	支払 H30.11.7	¥20,000	謝金規定
		JSURP会報86号執筆料	支払 H29.9.22	¥5,000	謝金規定
		11/9 J'sカレッジ2018年講師謝金	支払 H31.3.31	¥20,000	謝金規定
		コミュニティデザイン普及事業/平塚駅周辺地区の地域主体のまちづくり出前講座 (2 回の意見交換会における講師の派遣)	受託 H31.3.29	324,000	契約書等、(理事) ■■■■

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人日本都市計画家協会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		<input checked="" type="checkbox"/>
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意
		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人日本都市計画家協会
-----	--------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							<input checked="" type="checkbox"/>
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度		設立年月日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人日本都市計画家協会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		<input checked="" type="checkbox"/>
<p>1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>二 暴力団の構成員等^(注2)</p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
二	暴力団の構成員等の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人日本都市計画家協会
-----	--------------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定年 月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
地方公共団体その他の団体、機関等、都市・地域づくりにかかわる様々な主体に対する支援・協力事業	全国まちづくり会議	例年9～10月に開催	東京と地方1年おきで開催 (昨年：福岡、今年：東京)	50人	全国まちづくりの担い手10万人	90万円
地方公共団体その他の団体、機関等、都市・地域づくりにかかわる様々な主体に対する支援・協力事業	震災復興支援事業 (東日本、熊本、その他)	通年	宮城県南三陸町、岩手県陸前高田市、大船渡市など	60人	東北地方を中心とした国内被災地全員120万人	100万円
都市・地域づくりにかかわる社会的普及・啓発事業	日本都市計画家協会賞	上記	同上	13人	全国まちづくりの担い手10万人	90万円
本協会の事業にかかわる情報発信事業	まちづくりに関する最新の情報を掲載した会報の発行	年4回発行	全国	8人	全国自治体の都市計画部門700団体	120万円

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名

みずほ銀行 神谷町支店 普通預金	特定非営利活動法人日本都市計画家協会(一般用)
みずほ銀行 神谷町支店 普通預金	特定非営利活動法人日本都市計画家協会(年会費用)
ゆうちょ銀行 振替口座	特定非営利活動法人日本都市計画家協会(年会費用)